

部内居住衛府舎人問題と承平南海賊

— 王朝国家への転換と天慶二年純友の乱を媒介するもの —

下向井 龍彦

一、問題の所在

「藤原純友の乱」研究は、「平将門の乱」研究にくらべて大きく立ち後れており、その歴史的評価は将門の乱に与えられる意義付けに比してはるかに低い¹⁾。乱の具体的な展開過程や純友の行動にいたっては、不明な部分を多く残したままである。その理由は、乱そのものの規模や性格による以上に、史料制約によるところが大きい。すなわち、『将門記』に対する『純友追討記』の内容の乏しき、『日本紀略』(以下『紀略』) 承平六年(九三六) 六月某日条と『扶桑略記』(以下『略記』) 承平六年夏六月条の理解の困難さである。

さて通説は、天慶二年(九三九) 十二月に本格的に蜂起するまでの「純友の乱」について、『紀略』記事をもとにおおよそ次のように描いている。すなわち、宮廷での栄達の道を断たれて不満を抱き、任期終了後そのまま任国伊予に土着した藤原北家庶流前伊予掾純友は、貴紳の権威と前掾の名声によって、武装した漁業・交易・運漕業を営む海人たちを組織し、海賊の首領になって日振島を根拠地に瀬戸内海を

制圧した。しかし承平六年、海賊追捕の命を受け伊予守に補されて下向してきた紀淑人の懐柔策により、純友に「追捕宣言」が与えられ、淑人の「寛仁」により配下の海賊は全員投降、帰農して、いったん海賊は鎮静し、瀬戸内の海に平和が回復した。ところが、天慶二年十二月、将門の反乱による政府の動揺に乗じて純友は再び蜂起した、と。ところが近年、「藤原純友の乱」を再検討しようという気運が高まってきている³⁾。その根底に、十世紀の国家支配(とりわけ国衙支配)についての認識の深まりが「古代末期の諸反乱」の見直しをせまり、従来の通説的「藤原純友の乱」像で満足することは許されなくなったという問題認識があることはいうまでもない⁴⁾。しかし、議論は直接的には、小林昌二氏による『紀略』記事の信憑性についての疑義の提起⁵⁾と、福田豊彦氏による『吏部王記』承平六年三月某日は日条の紹介により、「乱」展開の基礎的事実について根本的再考をせまるかたちで始まった。したがって、「藤原純友の乱」の再検討は、「乱」を歴史的にいかん評価するかという論議とともに、そのような論議の共通の前提となる「乱」の展開過程の事実関係を問い直すという、二つの側面から行われることになった。このことは、今後の論議がこみいったものになっていくことを予感させるが、今後の論議を通じて、議論の共通の前提となる基礎的事実が多面的に発掘され、「乱」の全体像を解明するうえに有効な視点と方法が提示されることが期待されるところである。

ここではじめに、承平年間の海賊問題について、『紀略』記事の史料批判と新史料を踏まえて提起された最近のいくつかの仮説的見解を

紹介し、そこで提起されている諸論点についての私の立場を明らかにしよう。

「純友の乱」再検討の口火をきった小林昌二氏は、承平年間の海賊（「前海賊」）の性格を、寛平・延喜の諸政策による王臣家人・前司浪人弾圧と国司支配の強化に反発した、瀬戸内水運・交易を担う富豪浪人層が、逃亡人民らを組織しておこした海賊活動、と理解される。そして彼ら「前海賊」は、承平四年ごろに追捕海賊使となった紀淑人に同五年に投降し、同六年に帰農、同年三月それまで追捕使の副官的存在であった純友が、淑人にかわって追捕海賊使に任命された、と平定過程を再構成される。氏の問題提起は、寛平・延喜の国制改革と承平海賊を関連づけて把握されようとする点、『紀略』記事に拘束されずに海賊の展開過程を再検討された点ですぐれている。しかし、前者については、王臣家人対策がもっとも強力に推進された寛平・延喜年間に海賊が発生せず、承平年間になって海賊が政治問題化する現実を明快に説明できない。また後者の、承平六年の時点で淑人は追捕海賊使の地位を退いていた、という理解は、『尊卑分脈』紀淑人の肩書き「承平六正七從四下 依擲捕海賊也」の記事を論拠とするものである。しかし紀淑人が海賊追捕の賞により従四位下に加階された「承平六正七」は、『吏部王記』承平六年三月某日条にみえる純友の伊予下向、『古今和歌集目録』の紀淑人の履歴にみえる「（承平）六年五月廿六日依為追捕南海道使任伊予守兼左衛門権佐」という記載、海賊平定を報告する『紀略』『略記』記事の年次「承平六年六月」から判断して誤写とみるべきである。承平六年三月に純友が「追捕宣旨」を蒙って

伊予に下向し、五月二十六日に紀淑人が追捕南海道使に補任され、六月上旬に平定国解が提出され、その後淑人が海賊平定の賞として従四位下に叙せられた、という展開でとらえるなら、承平六年正月に淑人が「擲捕海賊」の賞を給与されることは考えられない。したがって、小林氏による承平年間の海賊平定過程の再構成には同意できない。

つぎに福田豊彦氏は、『吏部王記』記事をもとに承平六年の事態の展開を以下のように再構成される。承平六年三月、当時在京していた前伊予掾純友は党を率いて伊予に下って内陸部に侵攻し、瀬戸内一帯の海賊を結集したが（日振島で瀬戸内海賊連合親兵式を行なう）、六月に伊予守「追捕海賊使」として着任した淑人は高度な政治工作によって純友に「追捕宣旨」を発給し、配下の海賊を降伏させることに成功した。それは純友にとって予定の行動であった、と。そして承平六年海賊の実態を、瀬戸内の運輸業者「海賊たちが、公卿たちにも近い純友を担いで一つの政治勢力となり、新しい社会的位置付けを得ようとした事件、ととらえられ、海賊平定過程の政治的意味を、国家の側からは海賊集団を国家の貢納体制に組み込むことに成功した、海賊たちの側からみれば、純友の海賊追討官の肩書きを背景に瀬戸内海運の独占を指向した、と解される。氏の功績は、『吏部王記』記事をはじめ純友の乱研究に活用されたことである。しかし、拙稿「藤原純友の乱」再検討のための「史料」で詳論したように、氏の記事解釈には無理があり、承平六年の事態の展開についての氏の理解に従うわけにはいかない。また、私は、海賊「瀬戸内海運業者」というとらえ方にも根本的に疑問をいだく。中世の海賊衆は、海面に対する統一権力によ

る支配の不存在という特殊な条件のもとで、一定海域内の船舶航行の安全保障を収益源とする海に生きる武士団であるが、平安時代の「海賊」はそのような社会集団概念ではなく、あくまで国家権力が認定した、海を舞台に略奪（強盜）・殺害を犯す犯罪者集団概念である。平安中期、中央政府―国衙という全国統治の体制が存在し、西国から京へ、主として国衙からの貢納という形式で海運によって物資が流れる体系が存在するとき、「海運業者」は、国衙の貢納物運京システムのなかに、たとえば「綱領」や「梶取」として組織される道を選ぶのが一般的であったと考える。瀬戸内海を武力で制圧した「海運業者」が、貢上物の輸送請負―瀬戸内運輸交易を独占しようとしたという主張は、王朝国家段階の瀬戸内海運についての私の認識からは、理解しがたい。私は、先験的に海賊を海運業者と認定してかかること、あるいは海運問題一般を承平南海賊の主要契機と見ることに懐疑的である。海運との関連を追究するにしても、ある特定の勢力が軍事的鎮圧をあえて覚悟して「海賊」活動の拳にでる、承平年間固有の政治状況を基本に据えなければならぬと考える。

つぎに、松原弘宣氏は、福田氏の海賊―海運業者論を継承されて、承平海賊を西瀬戸内海の家運・交易者が海運・交易者の伸張をめざしておこした海賊活動と理解され、その平定過程を、政府が純友に「追捕宣言」を与え伊予へ派遣して鎮圧した、と把握された。そしてその政治的意味を、畿内を拠点とする王臣家につながる集団が、瀬戸内―京師の家運・交易者の独占的維持のために、伊予地域を中心とする西瀬戸内海の家賊集団を鎮圧・組織化したもの、と読み取られた。

はたして西瀬戸内海運業者集団と王臣家に組織された畿内海運業者集団の存在、および両者の対立を想定しうるか。あるいは寛平・延喜年間に王臣家の自立化を抑制する政策を一貫して採ってきた政府が、王臣家に組織された海運業者を支援して地方海運業者を抑圧する、という構図を想定しうるだろうか。

以上紹介してきた近年の研究動向に対して、私は、『紀略』承平六年六月条の史料批判、『吏部王記』承平六年三月某日条の解釈を通して、承平年間の純友が海賊首の立場ではなく、むしろ平定側の中心人物のひとりであったこと、具体的には純友が承平六年三月「追捕宣言」を蒙り伊予国警固使に補任され、伊予に下向して海賊に対して説得工作を行ない、五月末に伊予守兼追捕南海道使として下向する紀淑人に一斉投降させるお膳立てをしていたこと、にもかかわらず紀淑人が海賊平定の勲功賞を独占し、純友ら実際の勲功者の勲功申請は無視されたこと、ここに天慶二年十二月の純友蜂起の一つの契機がひそんでいること、を主張した。そこではまだ、海賊集団の構成、海賊行為の目的など、承平海賊の実態に踏み込んだ考察を行ってはいない。

だが、承平年間の海賊の実態について直接具体的な内容を語る史料はきわめて乏しく、直接的な史料の分析だけで一定の結論を引き出すことは不可能である。十世紀前半の固有の政治状況として、同時期に発生する他の諸問題との内的連関を探り出して追究するほか方法は無い。その場合、いかなる問題が現実に海賊問題と直接連関しているかは先験的に決まっているわけではない。問題のたて方、とらえ方如何によっては、とんでもない方向に問題を導き、研究史をいたずらに混

乱させるだけにおわる危険性をはらんでいる。それにもかかわらず、あえてこの課題に取り組もうとするのは、一つには承平年間の海賊問題が、十世紀初頭の国制改革、王朝国家への転換と不可分の関係を有すると予想しているからに他ならない。そこで本稿では、右のごとき視角にたつて、承平南海賊が転換期の国家権力にとっていかなる性質の政治課題だったのか、その展開・鎮圧が固有の政治状況にいかなる決着を与えたのか、という課題に迫りたいと思う。

二、承平南海賊

天慶二年五月十五日、政府は「東国西国群賊悖乱事」により、「諸社並東海東山兩道明神臨時幣帛使」を派遣したが、その依拠した先例は、「去延喜二年東国乱、承平五年六月南海賊」の例であった（『本朝世紀』）。つまり、天慶二年十二月に相次いで勃発する将門・純友の乱以前の段階で、予感される危機に匹敵する事態として支配層の記憶に生々しく焼き付いていた最大規模の地方反乱は、「延喜東国乱」と「承平南海賊」だったのである。以下、私は、承平元年にはじまり同六年に平定される海賊を「承平南海賊」と呼び、天慶二年十二月にはじまる純友の乱と明確に区別することにする。この「承平南海賊」が、承平六年六月伊予守追捕南海道使紀淑人と伊予国警固使藤原純友によって平定されたことは、前稿で詳論したところである。

さて、「承平南海賊」の活動・実態の特徴を残されたわずかな史料から抽出すれば、第一に、海賊の活動地域および海域は「山陽諸国」

「南海国々」であるが、とくに具体的な国名が現れるのは、備前・阿波・伊予である¹²⁾。海賊勢力は、この三箇国を主要な拠点とし、活動舞台としていたと思われる。第二に、海賊の主要な目的は、京上官物輸送船や国衙正倉を襲撃して、官物・不動穀等を略奪することであった。『扶桑略記』承平六年夏六月条「南海道賊船千余艘浮於海上、強取官物、殺害人命、仍上下往来人物不通」、同書同五年正月九日条「去年之末、盗運伊予国喜多郡不動三千余石」などがその例である。第三に、海賊勢力は、ひとりの英雄的指導者のもとに結集した組織された勢力ではなく、「魁帥小野氏寛¹³⁾・紀秋茂・津時成等、合卅余人、束手進交名、降請帰伏」（『略記』承平六年夏六月条）のように、三十余人の首領が率いる小集団が乱立し、各個に活動していたとみられることである。中央レベルの史料に、海賊指導者の個人名がでてこないのはそのためである。第四に、教次にわたる追捕海賊使や諸国警固使の派遣による政府の武力鎮圧策¹⁴⁾にもかかわらず、「南海国々海賊未従追捕、遍滿」（同上三年十二月十七日条）、「頃年之間、海賊未随追捕」（同上五年正月九日条）、「海賊未平伏」（『本朝世紀』同五年六月二十一日条）の文言に明らかのように、長期にわたって頑強に活動していることである。と同時に、にもかかわらず、紀淑人と純友の説得工作によって雪崩を打って投降してきたことである。これらの点は、海賊活動の背景・実体・性格を明らかにするうえで示唆深い。とりわけ、長期抵抗、一斉投降という行動は、海賊蜂起の要因の根の深さと、その要因が政治的に決着可能な性質の問題であったことを示唆している。

私はここで、承平三年十二月十七日に「南海国々海賊未従追捕、遍滿」と政府が認識したのとほぼ同じ時期の十二月二十八日に、左右京職五畿七道諸国すなわち全国に対して「年来諸衛舍人仮名宿衛、狂暴是好、召集党与研破人家、騒動之間、或壞財貨、奉勅、自今以後若致違犯、当所主司任加追捕、論以強盜、計其損物、准贓行之」という内容の太政官符¹⁴が出されていることに注目したい。同じ時期、「近日群盜滿京、掠人物」（『略記』承平元年二月八日条）、「近日群盜入交京中、掠取人物」（同承平三年正月二十三日条）という状況が伝えられており、承平五年九月一日左衛門少尉小野維幹らが「群盜十三人」を捕得している（同）。承平年間の京中群盜の活発な動きを示唆しており、かかる承平年間の海賊蜂起と京中群盜とが、ともに衛府舍人騒動と深く結びついていることが想定されるのである。すなわち、京畿七道諸国を対象に追捕が命じられた、衛府舍人の「強盜」に擬せられる集团的「騒動」とは、官符発給に関与した公卿・実務官人らにとつて、具体的には、京を舞台とする群盜と瀬戸内海（山陽・南海・西海）を舞台とする海賊が想定されていたであろう。そこで、いったん視点をかえて、九世紀末以降の転換期における部内居住衛府舍人問題について、検討を加えてみたい。

三、九世紀末の政治的危機と部内居住衛府舍人問題

1
なぜ、十世紀前半という時期、畿内・瀬戸内地域を舞台に、衛府舍

人が集团的に「騒動」し、「強盜」活動を展開したのだろうか。この特徴的な事態を政治史的に検討するうえでの論点を明確にするためには、はじめに『延喜式』などの諸規定と笹山晴生氏の研究¹⁵をもとに、九世紀段階の衛府舍人制（ここでは主として近衛を取り上げる）が抱えていた制度上の問題を明らかにしておくかねばならない。

まず、衛府舍人の基本的任務は、第一に内裏宿衛¹⁶、天皇の身边警備、第二に京中諸門の警衛、京中夜行、第三に国家儀礼・宮廷儀礼における儀仗・射芸その他の芸能、第四に行幸供奉、第五に列立・行進・射芸その他の芸能の訓練などであった。さらに、京内外の群盜追捕の武力として動員されることもあった。員数は、近衛が左右各四〇〇人、兵衛が左右各四〇〇人、計一、六〇〇人であった。大極殿に臨御した天皇に対し、朝堂院広場に列立した全官人および蕃国使が拜礼する元日朝賀の儀以下の「大儀」「中儀」「小儀」において、大将（督）以下の指揮のもと、きらびやかに盛装した近衛・兵衛の隊列は、鼓吹の荘重な演奏に合わせて一糸乱れぬ分列行動を行ない、大極殿の南階下に整然と列立する（左近衛府式大儀条）。大量の天皇親衛軍は、このように国家儀礼を華麗かつ厳肅に演出する不可欠の舞台装置だったのである。¹⁷

つぎに、衛府舍人の特権または特殊な地位についてみると、第一に、経済的特権として課役免除と「大糧米」受給をあげなければならない。第二に、「考」を積んで郡司・諸国史生・中央下級官人への道が開かれていた。¹⁸ 地方富豪層が衛府舍人を望むのは、一つにはかかる経済的・政治的な特権を獲得するためであった。第三に任用規定をみると、

「蔭子孫」「散位位子留省」「勳位」などの資格を帯する者なら「本府」の「試」(テスト)だけで、「外考」「白丁」はさらに勅使の「覆試」をうければ、任用されることになっており、衛府舎人補任・解任権は実質的に「本府」にあったとみてよい(兵部省式近衛条)。

九世紀末葉、衛府舎人の員数が無視しえないほどに増加していくのは、そのためである。第四に、諸衛府は舎人に対して強力な統制権¹⁹裁判権を有しており、京職・諸国の一般行政権力は、本府の承認なしに舎人を追捕することはできなかった¹⁹。かかる本府裁判権は、京職・諸国の行政権力から衛府舎人を保護することになる。第五に、本府の「牒」をもって京一諸国を往反しうる。本来ならば、たとえば休暇による一時帰国や相撲使とか大糧使など特別の使命を与えられた場合に「牒」は給付されたのだから、¹⁹「牒」が乱発されれば、衛府舎人は京一住国間の自由通行権を持っているに等しくなる。第六に、衛府舎人は京中「近衛町」「兵衛町」に集住し、内裏宿衛などの番役に従った²⁰。衛府舎人がこれら「厨町」に集住し、ここを拠点に本来の諸役を勤仕しているかぎり、上記の諸特権(本府補任権、本府裁判権、諸国往反権など)が、地方諸国における国司による国内支配に対して破壊的に作用することはないはずである。

2

ところが、九世紀末、本国に居住したまま衛府舎人に任用され、番役勤仕を懈怠しながら特権だけを最大限に享受し、国司の支配から離脱せんとする、地方富豪層の運動が政治問題化する。すでに明らかに

されている、律令体制を危機に陥れ王朝国家体制への転換を余儀なくさせた、いわゆる「王臣家人」問題²¹の特殊な一側面であるが、政治史的には独自の仕方で展開していく問題である。私は、この問題を「部内居住衛府舎人」問題と呼ぶことにしたい。

さて、元来、衛府舎人には、「蔭子孫」「式部兵部散位位子留省・勳位」「外考・白丁」という身分規定を持ち、特殊技能としての「武芸」に練達した「便習弓馬者」²²「武芸優長、以一当百」²³「武芸人」²⁴の社会的評価をうけている人々を任用することになっていた。その実態が、地方の有力農民、富豪層にはかならなかったことは、たとえば衛府舎人や衛府下級官人の生態について述べた記事のなかで「豪富之人」²⁵、「頗有資産」²⁶「晏然私居豊殖産業、并帯位息肩承蔭遊手之輩」²⁶「部内強豪、民間凶暴者」²⁷などと評されていることから明らかである。富豪層の経営形態、社会的結合の仕方、彼らの九一十世紀における政治運動とその達成については、かつて戸田芳実・河首能平両氏が精力的に解明されたところである²⁸。富豪層の主要な運動形態は、王臣家と政治的に結合して国司支配から離脱することであったが、衛府舎人になることも、その一特殊形態であった。そこで重要な意味を持つこととなるのが、衛府舎人の補任規定である。すなわち、「蔭子孫」「散位位子留省」の身分規定を持つ者は、「本府」の「試」だけで採用できた。採用におけるかかる「本府」裁量権こそ、衛府舎人の員数のとめどもない増加の手續き上の条件であった。「国司依法、勅札其辜、則駿奔入洛、即納錢貨、買為宿衛」の記事は、「本府」に「錢貨」を納めて衛府舎人の地位を獲得し、国司支配から離脱せんとする地方富豪層の

動向を描きだしている。「本府」の側にも富豪層の「錢貨」に期待せざるをえない事情があった。「輒称徴額、不行大糧、無宛封租」³⁰「田租春米之國……或國司等乖違格式……不勤備租春之色……諸衛大糧逐日難納」³¹とあるように、十世紀初頭、大糧米指定國の懈怠によって諸衛府の財源である大糧米が納入されない現実が伝えられている。諸衛府の側としても、財源確保のために舍人任用権を濫用せざるをえなかったのではないか。そればかりではない。「本府」の意思とは無関係に、兵部省の史生・書生に贈賄して「勘籍」を受け、不正に採用資格を取得して衛府舍人に採用されることも、公然と行われるようになった³²。こうして、正員舍人数をはるかに越える員外舍人が生まれていったのである。

とりわけ、大糧米國は「縁海之國」に指定されていた³³。近衛府の場合、播磨・伊予・讃岐・備前が確認される。かかる「縁海國」では、大糧米を確保しようとする「本府」と國衙に正税を取られまいとする富豪層の利害が一致し、「此國（播磨）百姓過半是六衛府舍人」³⁴と評されるほどの莫大な部内居住衛府舍人が出現したのである。昌泰四年（九〇二）閏六月二十五日官符所引播磨國司解は、「居住所部六衛府舍人」の生態を次のように報告している。

初府牒出国以後、偏称宿衛不備課役、領作田疇不受正税、無道為宗、对捍國郡、或所作田稻刈收私宅之後、每其倉屋爭懸勝札、称本府之物、号勢家之稻、或事不獲已、收納使認徴之時、不弁是非、捕以凌轢、動召群党、恣作濫惡、

これによれば、「百姓」は、いったん衛府舍人の任用を認める

「（本）府牒」が國に出されると、在國しながら「宿衛」だと称して「課役」を納めず、公田を請作しながら「正税（利稻）」を納めず、國郡の強制執行に対してあくまで拒絶する。すなわち具体的には、請作公田の穫稻を「私宅」に納めて「倉屋」ごとに「勝札」を懸けて「本府之物」だと強弁し、郡郷単位に派遣された「收納使」が收納状況の調査を行い、未進分の追徴を行おうと「倉屋」検封に向かうと、それに対抗して「群党」を集め「收納使」を捕縛して集団的に「凌轢」（暴行）を加える、という事態が報告されているのである。ここで「本府之物」という衛府舍人の主張に注目したい。衛府舍人となった百姓の請作公田穫稻はいかに強弁したとしても、そのままでは「本府之物」と主張しうるなんらの法的正当性はない。にもかかわらず、強硬に「本府之物」と主張するのは、その國が負担すべき「大糧米」の累積した欠負未納を自分たちが肩代りしているという論理にもとづいていると思われる。播磨國のような大糧米國たる「縁海之國」に、膨大な衛府舍人が出現するのは、「大糧米」欠負未納問題を媒介に國衙の収奪から自己の作田穫稻を守り抜こうとする「百姓」³⁵富豪層の運動の所産とみてよい。それは封物未納を口実とするであろうと思われる、王臣家人となった富豪層による作田の「王臣家庄」化運動と同一の現象である。

右のような部内居住衛府舍人の反國衙運動に対して、國司は続けて、調庸過期未進、正税違法返挙、前後之吏遷替之時、件未進返挙等色、勘負前司、遂為無実、官物欠失、國宰羈絆、許此強梁、安期

興復、

と、部内支配の深刻な危機を表明している。国司の現状認識では、部内居住衛府舎人の国務対捍運動が、交替時に前司が責任追究される調庸未進・官物欠失の主要な原因、危機の元凶であり、彼らの「強梁」を放置するかぎり国司による国内支配の「興復」は不可能だ、と言いつつ切っている。国司は、部内居住衛府舎人の特権否定、国司支配への包摂こそ、現下の危機克服のための緊急課題である、と政府に強力に働きかけているのである。

このように、九世紀末の段階で、とりわけ「縁海」大根米国においては、部内居住衛府舎人の国務対捍運動が、国司の国内支配を揺るがし、調庸未進・官物欠失の主要原因と認識され、衛府舎人問題の解決が、政治的危機を克服し、国内支配を再建するための基本的課題の一つとして提起されたのである。

四、寛平〜延喜の国制改革と部内居住衛府舎人政策

1
それでは、九世紀末〜十世紀初頭すなわち寛平〜延喜年間の政府・国司は、衛府舎人問題に対して、いかなる政策によって対応したのだろうか。

寛平〜延喜の国制改革は、従来、国衙支配下の土地制度・収取体系の面から解明されてきたが、中央レベルでも、徐々に変質してきた政務・儀礼を再編・体系化し、それに照応する機構改革・行政改革が行われた。たとえば、政務・儀式の場が内裏に移行し、天皇の日常的居

所の内裏清涼殿が政務の場となるにつれて、機構面では藏人所の機能・組織が拡大し、儀礼では「朝堂院」を舞台に全官人が列席する壮大な国家儀礼が衰退し、内裏を舞台に天皇とのパーソナルな臣従関係に支えられた少数の殿上人による宮廷儀礼へと移行していった。元日朝賀儀から小朝拜への変化はその端的な表れである。³⁷⁾

かかる変化が近衛府にいかなる具体的な変容をもたらしたかについては今後の研究を待ちたいが、当面、次の点は指摘しうるだろう。第一に、儀礼体系の小規模化、宮廷での遊宴化により、近衛舎人の大規模隊列による分列行進を行う機会はしだいになくなっていった。第二に、殿上を統括する藏人所の権限が、内裏の宿衛にまで及ぶようになり、寛平年間に頭中將指揮下の「滝口の武士」が内裏宿衛の親衛隊として設置され、³⁸⁾近衛舎人は内裏宿衛の任務からしだいに排除されていった。第三に、上記の点と密接に関連して、従来不明確で重なり合っていた六衛府の権限・任務は、この時期大幅に整理・統合されたことが想定される。九世紀後半まで見られる近衛による京内外での犯人追捕・京中夜行(パトロール)の事例が、十世紀に入るとしだいに消滅していき、衛門府官人で構成される檢非違使に追捕・檢断機能が集中する。近衛府は宮廷儀礼の儀仗・芸能(射芸・馬芸・舞楽)だけに、その任務を純化させていく。³⁹⁾

右のような天皇親衛軍⇨衛府制度の大幅な改編により、正員舎人左右各四〇〇人、その二倍に達する員外舎人を擁する近衛・兵衛の両府は、大量の余剰人員を抱え込むことになり、この余剰人員を新たな儀礼体系に照応する員数にまで、いかに削減していくかが重要な政策課

題となっていくのである。前項で述べたように、この時期、国司支配を危機に陥れていたのも、部内居住衛府舎人問題であった。衛府舎人問題の解決は、中央政府と国司の共通の緊急課題だったのである。

だが、「左右近衛長上十五年、番上元年為限、毎季各二人、左右兵衛各一人、左右衛門隔年各一人、任諸国史生」（延喜式部省式）、「始自舎人至判官者、積四五十年」（寛平御遺戒）とあるように、衛府舎人のポストは、地方富豪層にとって官人として出身していくための貴重なステップなのであり、いったん任用した衛府舎人を一方的に解任することは困難であった。一方、前記のように、諸衛府にとって舎人補任権は同時に収益権でもあり、政府の意向は本府に対してなかなか徹底するものではなかった。実務派官人三善清行が、延喜十四年（九一四）に提出した「意見十二箇条」のなかで、

臣伏見去延喜元年^{三二}官符、已禁權貴之規錮山川、勢家之侵奪田地、
芟州郡之枳棘、除兆庶之螫蟻、吏治易施、民居得安、但猶凶暴邪
悪者、悪僧与宿衛也、

と述べているように、延喜二年（九〇二）の国制改革によって、国司の国内支配を危機に陥れていたもう一つの課題である「王臣家庄」問題（その背景には富豪層の王臣家人化運動があった）は基本的には決着がついたにもかかわらず、衛府舎人問題はいまだ未解決であるとの現状認識に、この問題の根の深さが示されている。

2

そこで次に、寛平―延喜年間を中心に中央政府―国司が行った衛府

舎人政策をながめてみよう。

政府は、寛平年間から衛府舎人政策を打ち出してくる。すなわち、寛平三年（八九二）十二月、本府の申請をそのまま認可しているうちに「殆倍本数」というまでに膨れ上がった「員外舎人数」を近衛各二〇〇人、兵衛各二〇〇人、門部各一〇〇人に制限する官符が出された。④⑤
ついで同六年十一月、諸衛府に対し、正員郡司兼帯衛府舎人は解却言上、国司が自己の裁量によって補任している擬任郡司の場合は国司から申請（交名注進だらう）があり次第、即時解却を命じている。④⑥郡司が「宿衛」と称して「公事」を防げる口実を封じることが、「分憂之吏」（＝国司）にとって「施治之便」となるからである。員外舎人の定員化＝定員外の員外舎人の削減、郡司兼帯舎人の解任は、国司の要請にそったものであるが、他方、謹厳に宿衛の任を勤めているとの評判の高い舎人に対しては、叙位・兼国（国司俸禄の支給）・賞物など破格の優遇措置をとることが考慮されており、寛平年間の政府は、優良舎人と不良舎人の弁別、優良舎人の破格優遇と不良舎人の処分、という態度をはっきりと打ち出したのである。また、寛平九年七月四日には、

始定四衛府小鮒日次御贄、左兵衛^{子辰}、右兵衛^{丑巳}、左衛門^{寅午}、右衛門^{卯未}者、今案十隻以上、申廿隻已下也、若無鮒者、申其由於蔵人、随其処分、以他物進之、又若御精進者、預仰其由、以雜菜令進之、

とあるように、左右兵衛府・左右衛門府に「日次御贄」として「小鮒」を貢進させる制度がはじまった。④⑦ 衛府に大井川・桂川での鮒の漁業権

を与え「四府供御所」とし、有閑の余剰舎人の一部を蔵人所所管の「狩取」として再編したのだろう。

延喜年間に入ると、国司の側からの積極的な嘆願⁴⁵提言にもとづいて、政府は、部内居住衛府舎人に対する国司の行政的支配権を強化する政策をとるようになる。

すなわち、元年（七月十五日改元）閏六月二十五日、播磨国司の申請にもとづき、「班収正税、尤坳耕田」「既為所部之民、何扞宰吏之政」との認識に立って、諸国司に部内居住衛府舎人の耕田数に応じた官物収納権、対捍者の「捕身及録名言上」権を与えた。⁴⁶国司から「録名言上」をうけた政府は、罪名を審理して、「重」ならば「解却」、「軽」ならば「科罪」のうえ「未進官物」の「貢納」を命じるという方針を宣言した。それは、部内居住衛府舎人の「私宅」を国衙の徴税単位たる「負名」に編成していくことの法的根拠となる。

翌二年四月、河内・三河・但馬等国司が共同で、「夫普天之下無非王土、率土之民何拒公役」という王土王民の論理のもとに、部内に居住し宿衛を勤仕しない「六衛府舎人」を、「本職」に従わない諸司史生使部・院宮王臣家人・散位位子らとともに、国司の「任中一度」「雑役」に差役することを、これまでのようにそのつど申請して裁可を得るのではなく、「恒例」として許可してもらいたいと請願し、全国的法令として裁許された。⁴⁶国司が彼らに期待する「雑役」の内容は、主として綱領などに差使し貢納物を運京させることであり、それは彼らの「資産」「豊殖産業」と称する蓄財と「息肩」「遊手之徒」と評せられる余暇を活用し、中央への貢納を請け負わせようとするもので

あった。この政策は国司の調庸物・封物未進を解消するうえで大きな成果をもたらしたと思われるが、他方で、京上請け負いを通じて、富豪層と一般百姓との間の前貸しまたは債権にもとづく隷属関係を体制的に公認した点でも重要な転換である。「封家之人」には封主への封物運上に「差役」するとしている。この方針が「大根米国」に居住する衛府舎人に適用されれば、「大根米」の運京請け負いの公認につながる。「大根米国」の衛府舎人が遅くまで活動し、海賊化していくよりどころは、この点にあったのではないか。

しかし、国衙が「六衛府舎人」をはじめとする「雑色人」を「雑役」に「差使」するのは、貢納物運京のためばかりではなかった。申請によれば、「貞観以来諸国例」として彼ら「雑色人」を「進官留国雑役」に「差使」していたという。ここに「留国雑役」というのは、国庁に出勤して文書・帳簿を作成・保管・勘申する文書事務、検田使・収納使など国使となつて部内郡郷へ入部し、郡司刀祢らを指揮しての検田・収納事務などが中心であったと考えて大過あるまい。貢納物運京、国庁での文書事務、国使としての国務遂行は、十世紀に入つて姿を現す「判官代」などの肩書きをもつ「在庁官人」に他ならない。⁴⁶

延喜の国制改革の一部を構成する右の二つの政策によつて、部内居住衛府舎人の肩書を持つ富豪層の多くは「負名」体制を受け入れ、国衙「雑色人」⁴⁶「在庁官人」として生きる道を選択したに違いない。しかしこれらの政策では、衛府舎人の肩書まで剝奪する方針は示されていないし、私の推論に誤りなければ、「大根米」の運京請け負いを国衙から公認されさせようとしたのである。この不徹底さは、一応は国

衛支配を受容した衛府舎人たちに相対的自立性を留保させ、諸特権を背景とする反国司運動を根絶することにはならなかった。

延喜九年十月、政府は、「五畿内七道諸国」に対し、「所居住之宿衛等」の「貫属」（居住郡郷）を「注」し、「官符」到来後二十日以内に「言上」するよう指令した。⁴⁷この政策の意図について「宣旨」の文言は何も語っていないが、おそらく、大規模な舎人削減計画にもとづき、国司が注進した部内居住衛府舎人「交名」と本府が注進した舎人「交名」を勘合し、宿衛・供節を勧めていない名義だけの舎人を解却するためであったと考えられる。政府によって、全国的規模で、厳格な資格審査にもとづく大量解却の方針が示されたことは、あくまで「宿衛」「供節」の誇りと諸特権にこだわりつづける部内居住衛府舎人に大きな衝撃と脅威を与えたに違いない。このように締め付け政策が強化されるなかで、衛府舎人たちの一部は「或帥徒党、而劫困国府、或奮老拳、以凌辱官長」という、過激な反国衛武力闘争を展開するようになる。

延喜十四年、三善清行は「意見十二箇条」のなかで、諸衛府舎人の本国帰住を禁止すること、一時帰国の際には、本府から休暇日数を明示した「牒」を発行してもらって国衛に提示し、期限を過ぎてなお居留する者については、即時に解任して「本府」に報告する権限を国司に付与すること、の二点を提案している。この提案は政策化されたと思われるが、これによって、従来「本府」だけが掌握していた舎人解却権を、諸国居住衛府舎人に限り、実質的に国司が握ることになった。こうしてますます窮地に立たされた諸国居住衛府舎人は「年来諸衛舎

人仮名宿衛、枉暴是好、招集党与斫破人家、騷動之間、或壞財貨」と評されるような破壊活動を展開し、ついに承平三年十二月二十八日、「当所主司任加追捕、論以強盜、計其損物、准贓行之」という官符が左右京職五畿内七道諸国に出されるのである。⁴⁸これによって、本府が正式に解却していない現任の衛府舎人の「騷動」を国司は「強盜」と認定して追捕する法的根拠を与えられた。ときに、瀬戸内海では「南海国々海賊未從追捕、遍滿云々」という深刻な状況にあり、同じく十二月十七日、政府は海賊追捕のため「国々警固使」を任命した（『略記』）。衛府舎人「騷動」と「海賊遍滿」、衛府舎人追捕政策と「国々警固使」派遣は、不可分の関係にあったとみてよいと思う。

「承平南海賊」平定の後、部内居住衛府舎人抑圧政策はみられない。「承平南海賊」平定によって、部内居住衛府舎人問題は基本的に決着をみたのである。

以上述べてきた寛平年間以来の衛府舎人政策を整理すれば、（一）員数削減・・・員外舎人の定数規制に始まり、郡司兼帯舎人の解却、国務対捍舎人の交名注進・解却、諸国居住舎人の交名注進・解却、国司への諸国居住舎人解却権委譲。（二）優良舎人の優遇・・・叙位・兼国・賜祿。（三）余剩舎人の一部を供御所へ再編。（四）部内居住衛府舎人に対する国司支配権の拡大・・・官物賦課権（「負名」編成）↓「進官留国雑役」差役権（在庁官人化）↓国務対捍舎人注進言上権↓部内居住舎人解却権↓追捕権。この一連の衛府舎人政策によって、部内居住衛府舎人は現任のまま留国することが不可能となり、部内に居住し、「負名」「在庁官人」として国衛支配に包摂され受領の国内

支配に協力するか、京内近衛町に居住して本府に仕えるか、いずれかの道の選択を迫られることになった。十世紀以降、「近衛舎人の出身地はほとんど畿内のみ限定されてくる」のは、「律令国家の地方支配の弱体化に伴って近衛舎人における広汎な地方豪族層の基盤が矮小化していったことを示すもの⁵⁰」ではなく、体制転換の一環である部内居住衛府舎人政策を媒介とする政府・本府・国司および富豪層の運動の決着した姿であった。特定氏族が近衛舎人の地位を世襲化していく現象も、同様に理解しうる。

3

以上、寛平・承平年間の部内居住衛府舎人の反国衙闘争と中央政府―国衙権力による衛府舎人の員数削減・特権否定政策について考察してきた。これによって、承平元年から公然化する「南海賊」を、ぎりぎりまで追い詰められてなお、政府―国衙の圧迫に屈服することをいさぎよしとしなかった、伊予・讃岐・備前・播磨など「縁海」「大糧米国」居住衛府舎人たちの最後の抵抗だったと解することが、それほど唐突ではないことを了解できるのではないだろうか。このように理解することによって、「承平南海賊」問題を体制転換過程で政府―国衙が不可避的に対決せざるをえなかった政治課題として現実に把握することができるのではないだろうか。第二節で述べた「承平南海賊」の特徴は、このようにみれば納得できる。すなわち、第一の、海賊の主要な活動地域が伊予・備前・阿波であること、第二の、京上官物・国内正倉の襲撃・略奪という活動形態は、海賊の襲撃・略奪の論理が、

「縁海」の大糧米国居住衛府舎人による未回収の累積大糧米の暴力的回収であった、という想定を裏付けてくれるのではないか。分立する海賊集団の「魁帥」で個人名がわかる「小野氏彦」「紀秋茂」「津時成」らの氏名は、衛府舎人を出す縁海国の富豪層にふさわしい氏名ではなからうか。第三の、海賊が三十もの小集団に分立しているのは、衛府での分番「宿衛」組織と関係があるのではなからうか。衛府舎人の反国衙闘争を糾弾する国解・官符に、しばしば「群党」「徒党」「党与」など、その組織性または集団性が指摘されていることに気がくが、かかる部内居住衛府舎人の集団性は、在地社会に基礎を置くとともに、衛府舎人の「宿衛」勤務における分番編制と無関係ではないだろう。衛府舎人の固有の組織性が、一方で本国での海賊の組織化の母体となるとともに、他方、その統合・結集を妨げる作用を果たしたのではなからうか。

一方、衛府舎人抑圧政策を甘受し国衙に屈服した衛府舎人たちは、「負名」「在庁官人」となり、国司のもとで国衙支配機構に位置づけられた。もともと国内で「武芸人」「便弓馬者」「以一当百」の「異能」の名声を博した富豪層が、おおく衛府舎人に補任されていたことは前述のとおりである。国衙権力に連なることになった彼らの「武芸」が、国務対捍の強制排除に、あるいは群党・海賊の追捕に、武力として動員されないはずがない。国司が彼らを「差使」することができる特殊な「雑役」「公役」として、当然ながら、かかる「追捕」役または「軍役」が含まれていたに違いない。海賊追捕において国司が「追捕官符」をうけて動員する対象は、主として「以一当百」「武芸優長」

の名声高いもと衛府舎人たちではなかったか。橋本義彦氏の、『延喜式』には、近衛・兵衛の武芸優長にして、一を以て百に当る者は、号して『異能』と為し、とくに禄・食法を厚くすると規定している。

これも技能官人の一分子と言ってよく、個人戦闘を主体とした平安時代の戦闘形式を考えると、これが『重代の勇士』『兵の家』に、有形無形につながることも認めてよいであろう」という含蓄ある指摘を、私は以上のように理解したい。とすれば、反乱する海賊も、鎮圧する国衛の軍事力も、ともにと衛府舎人という、同士討ちともいべき海賊鎮圧過程が想定される。国家権力による非情な分断政策が、かかる悲劇を生み出すのである。武士同士の宿命的ともいえる対決の構図は、武士なるものが生み出されていく過程においてすでに宿業のごとく胚胎していたのである。

五、承平南海賊平定の政治的意味

承平六年六月、数年間にわたって瀬戸内海の海域を制圧していた「南海賊」が追捕南海道使紀淑人に無血投降した。その勲功を報ずる伊予国解は、

賊徒聞其寛仁泛愛之状、二千五百余人悔過就刑、魁帥小野氏寛・紀秋茂・津時成等、合三十余人、束手進交名、降請帰伏、時淑仁朝臣皆施寛恕、賜以衣食、班給田疇、下行種子、就耕教農、民烟漸静、郡国興復、

と、投降後の海賊たちの処置についてつたえている。淑人の「寛仁」

を聞いて三〇余集団二、五〇〇人が一斉に投降した背景について、私は前稿で、同年三月に伊予国警固使に任命され、伊予に下向した前伊予掾藤原純友が、現任掾時代に扶植した名声と信望によって行った説得工作が成功したからだろうと想定した。

それにしても、承平元年にはじめて報告されて以来実に六年間にわたって、「南海国々海賊未従追捕、遍滿」(『略記』三年十二月十七日条)、「頃年之間、海賊未随追捕」(同上五年正月九日条)、「海賊未平伏」(『本朝世紀』同五年六月二十一日条)の文言にみるように頑強に活動を続けてきた承平南海賊が、紀淑人と純友の説得工作によって雪崩を打って投降してきたのはなぜだろうか。私は、第二節で、長期抵抗、一斉投降という「承平南海賊」の行動は、海賊蜂起の要因の根の深さと、その要因が政治的に決着可能な性質の問題であったことを示唆している、と指摘した。私は本論で述べたように、「承平南海賊」を、延喜の国制改革の一環として推進された衛府舎人大量削減Ⅱ部内居住衛府舎人解却政策に、猛然と反発する部内居住衛府舎人らを主体とする闘争と把握する。この理解が基本的に正しいとすれば、「承平南海賊」は、衛府の組織と特権に寄生しつづけようとする余剰衛府舎人による、改革路線を拒絶する反動的闘争と位置付けることができるであろう。とりわけ瀬戸内「縁海」大糧米国に居住する衛府舎人たちにとって、合法的国務対捍の絶好の隠れ蓑であった「大糧米」徴収・運京権を否定されることは大打撃であった。彼らが「海賊」と認定され、軍事的鎮圧の対象となりながらも、六年間にわたって頑強に正倉略奪・公私船襲撃などの闘争を展開した理由は、既得権益の剝

奪にたいする組織的抗議であったとみるべきではないか。

かかる頑強な抵抗が、紀淑人―純友による慰撫工作で「東手進交名、降請帰伏」と表現されるような一斉投降によって決着がついたというのも、彼ら最後まで体制転換を拒絶しつづけた部内居住衛府舎人たちを、罪人として処断せず国衙支配体制のなかにしかるべく位置付けるという政治的妥協が、「海賊」―衛府舎人と淑人―純友の間で成立したからではなからうか。「班給田疇、下行種子、就耕教農」の文言は、「承平南海賊」―部内居住衛府舎人に「負名」体制を受容させた事実を、文人淑人が巧みな文飾によって表現したものとみたい。深読みに過ぎるかもしれないが、文言どおり、土地を持たない海民に田地を与えて帰農させたと解釈するより、はるかに現実的ではないだろうか。

こうして承平六年六月の「承平南海賊」の一斉投降という事件は、瀬戸内縁海諸国で最後まで体制転換を拒絶していた部内居住衛府舎人を王朝国家国衙支配体制―「負名」体制のなかに包摂した、という意味をもつことになる。国制改革―体制転換は、それを打ち出す政策が施行されたら何の抵抗も障害もなく受容されるというものではない。政策基調を定着させ、軌道に乗せるためには、さまざまな障害を除去し、抵抗を克服しなければならないのである。「承平南海賊」の平定は、瀬戸内縁海国の富豪層に王朝国家体制を最終的に承認させたという点で、政治上一つの画期をなすものである。寛平以来の部内居住衛府舎人政策が跡を断つのはそのためである。

ところで、「承平南海賊」の平定過程では、前伊予掾純友だけでなく、他にも多くの下級武官・掾クラスの任用国司が諸国警固使や追捕

海賊使属僚となつて「縁海国」に下向し、平定のために活動した。ところが彼らはそれぞれ「軍功」を請求する申文を提出したにもかかわらず、平定時点の最高指揮官―追捕南海道使紀淑人を除いて、誰一人として「勲功賞」に預かった者はいなかった。「貞信公記」天慶三年正月三日条「除目、海賊時申軍功人等」の記事はそのことを語っている。そのなかには、天慶純友の乱における純友の僚友藤原文元らが含まれていた。承平六年五月末に着任してすぐに一斉投降を実現させ、その経過と自己の功績を「伊予国解」として報告した老齢の紀淑人だけが、「擲捕海賊」の賞として従四位下に叙せられた。しかし、それは純友らの追捕活動―説得工作の成果を独り占めしたにすぎない。

「承平南海賊」平定ののち、実質上の最高勲功者である前伊予掾藤原純友は伊予に土着し、他の「勲功者」たちも伊予・讃岐・播磨・備前など海賊の拠点であった「大糧米国」に土着していった。私は、純友に代表される「承平南海賊」平定勲功者の部内居住問題、すなわち彼らと国司との不安定な関係と、彼らの勲功賞棚上げに対する強い不満、これが承平六年六月以後、瀬戸内諸国に発生した新たな政治問題であり、天慶二年の純友蜂起の要因であった、と考えている。この問題はまた稿を改めて詳論したい。

最後に、衛府舎人の蜂起が瀬戸内海を舞台に起こり、東国では起こらなかったこと、西の「承平南海賊」に対応する事態が、東では「延喜東国乱」であったことについて、私の見通しを述べて稿をとじたい。部内居住衛府舎人問題が瀬戸内地域だけに留まらない問題であることはいうまでもない。しかし、本論で述べたように、承平南海賊が「大

「糧米」徴収・運京の請け負いという既得權益を否定された「縁海大糧米国」居住衛府舎人による蜂起であったなら、そのような特殊な權益のない他地域では（京内の群盜を除けば）、衛府舎人が組織的に武装蜂起するという事態にはいたらなかったとみてよいのではないか。さらには、「大糧米」国以外の地域では、寛平以来の部内居住衛府舎人抑圧政策によって、承平年間までに衛府舎人問題は基本的に決着していたとみてよいのではなからうか。

東国では、寛平〜延喜の王臣家対策、留任前司・任用国司（掾・目）対策などを直接の契機として、前司・任用・王臣家人を主要な構成員として長期にわたる群盜蜂起が展開する。これが「延喜東国乱」であるが、この鎮圧過程を通して、東国では体制転換が基本的に受け入れられたと考へたい。西国では、同じ政策が軍事的鎮圧を必要とする武装蜂起を誘発することなく受容されたと考へたい。ただし西国では未解決の部内居住衛府舎人問題を抱え込んだまま体制転換が行われた結果、承平年間まで決着が持ち越されたのである。つまり、「延喜東国乱」と「承平南海賊」は、ともに律令国家体制から王朝国家体制へ転換する過程で国家権力が不可避免的に対決しなければならなかった同質の軍事課題だったのである。

註

(1) 河合正治「海賊の系譜」(『古代の日本 4 中国四国』所収 角川書店 一九七〇年)は、戦前以来の純友の乱に対する低い評価に反省を促した最初の研究である。

(2) ここでは北山茂夫『平将門』(朝日新聞社 一九七五年)、林陸朗『古代末期の反乱』(教育社新書 一九七七年)などを念頭においている。
(3) 岡田利文「藤原純友の乱をめぐる研究動向」(『伊予史談』二七一年号 一九八八年)は、近年の「純友の乱」再検討の動向を要領よく整理している。

(4) 戸田秀実「中世成立期の国家と農民」(『日本史研究』九七号 一九六八年)、同「国衙軍制の形成過程」(『中世の権力と民衆』所収 創元社 一九七〇年)

(5) 小林昌二「藤原純友の乱」(『古代の地方史 2 山陰山陽南海編』朝倉書店 一九七七年)

(6) 福田豊彦「藤原純友とその乱」(『日本歴史』四七一号 一九八七年)
(7) 小林氏は前掲註(5)論文ののち、「藤原純友の乱研究の一視点」(『地方史研究』一七二号 一九八一年)、「藤原純友の乱と伊予地域」(『瀬戸内社会の形成と展開』所収 雄山閣 一九八三年)を発表されている。

(8) 福田前掲註(6)論文
(9) 拙稿「藤原純友の乱」再検討のための一史料」(『日本歴史』四九五号 一九八九年)

(10) 松原弘宣「漁民・海賊、純友の乱」(『社会科』学研究』一四号 一九八七年)
(11) 拙稿前掲註(9)論文

(12) 『眞信公記』承平二年十二月十六日条、『扶桑略記』承平三年七月十一日条、同十二月十七日条、同承平五年正月九日条など。

(13) 『眞信公記』承平二年四月二十八日条「仰追捕海賊使可定行事」、『紀略』承平四年十月二十二日条「定追捕海賊使等」、『略記』同三年十二月十七日条「定国々警固使」、同四年六月二十九日条「於神泉馬出殿、試右衛門志貞直、内蔵史生宗良、左近衛常隆等之弩、為遣海賊所也」、同年七月二十六日条「兵庫允在原相安率諸家兵士并武蔵兵士等、発向追捕海賊之所」など。

(14) 『法曹至要抄』(上 罪科) (『群書類従』卷七十七)

(15) 笹山晴生「日本古代衛府制度の研究」Ⅲ第一「平安前期の左右近衛府に関する考察」(東京大学出版会 一九八五年)

- (16) 『類聚三代格』弘仁元年十二月二十七日詔、同二年十月十一日勅
- (17) 国家儀礼における天皇親衛軍の役割については、武田佐知子「儀礼と衣服」(『日本の古代 7 まつりごとの展開』 中央公論社 一九八六年)、拙稿「書評・笹山晴生著『日本古代衛府制度の研究』」(『法制史研究』三七号 一九八八年)
- (18) 『延喜式』卷十八 式部式 上 諸衛任官条、『寛平御遺戒』(日本思想体系8『古代政治社会思想』 岩波書店 一九七九年)
- (19) 獄令五位以上条に「若五衛府志以上及兵衛犯罪須追者、並聽鞠獄官司經本府、追捕、本府即奏執遣」、『法曹至要抄』(上 罪科)に「檢非違使式云、諸司諸衛及諸家官人以下雜色以上、若有犯過者、且禁其身、且經本司」とある。衛府舍人に対する本府裁判権の強さが窺われる。
- (20) 『拾芥抄』中「宮城部」の「諸司厨町」のなかに「左近四町土御門南近衛東川」、「左兵衛町近衛蒲類川東一町」がみえる。なお、三善清行『意見十二箇条』(前掲『古代政治社会思想』所収)には「六衛府舍人、皆須毎月結番、晝夕警備、当番陪侍兵欄、他番休寧京洛東西帶刀町、此其住所也」とある。なお、諸司厨町については、村井康彦『古代国家解体過程の研究』第一部第四章(岩波書店 一九六五年)
- (21) 戸田前掲註(4) 論文
- (22) 『延喜式』卷四十五 左右近衛府式 擬近衛条に「凡擬近衛者、預択定便習弓馬者、入色三十人已下白丁十人已下」とある。
- (23) 『延喜式』卷四十五 左右近衛府式 異能条に「凡近衛武芸優長、性志耿介、不問水火、必達所向、勿願死生、以一当百者、号为異能」とある。
- (24) 『日本後紀』弘仁二年六月三日条に「令諸国進武芸人年三十已下、補左右近衛」とある。
- (25) 『扶桑略記』寛平八年九月二十二日条
- (26) 『類聚三代格』延喜二年四月十一日官符
- (27) 三善清行『意見十二箇条』(前掲)
- (28) 戸田芳実『日本領主制成立史の研究』(岩波書店 一九六七年)、河音能平『中世封建制成立史論』(東京大学出版会 一九七一年)
- (29) 三善清行『意見十二箇条』(前掲)
- (30) 『類聚三代格』延喜二年三月十三日官符

- (31) 『政事要略』延喜十一年二月二十五日官符
- (32) 三善清行『意見十二箇条』(前掲)
- (33) 『類聚三代格』承和十三年十月五日官符に「頃年(左兵衛)府根被行縁海之國」とみえる。
- (34) 『小右記』寛仁元年十二月十日条(播磨)、同二年四月一日条(伊予)、『春記』長久元年四月二十二日条(讃岐)、『朝野群載』応徳三年十二月二十九日主計寮解(備前)がみえる。
- (35) 『類聚三代格』昌泰四年閏六月二十五日官符
- (36) 坂本賞三『日本王朝国家体制論』(東京大学出版会 一九七一年)
- (37) 古瀬宗津子『平安時代の「儀式」と天皇』(『歴史学研究』五六〇号 一九八六年)
- (38) 吉村茂樹『瀧口の研究』(『歴史地理』五三卷四号 一九二九年)
- (39) 笹山前掲註(15) 書
- (40) 『類聚三代格』寛平三年十二月十五日官符
- (41) 『類聚三代格』寛平六年十一月十一日官符
- (42) 『寛平御遺戒』(前掲)。兼国については、村井前掲註(20) 書第一部第三章。
- (43) 『侍中群要』第二 巳一刻奏日次御覽事、『西宮記』卷十(裏書)。「小齋日次御覽」貢進制については、戸田芳実「御厨と在地領主」(『日本史の研究』所収 ミネルヴァ書房 一九七〇年)、網野善彦『日本中世の非農業民と天皇』第二部第一章(岩波書店 一九八四年)。
- (44) 『類聚三代格』昌泰四年閏六月二十五日官符
- (45) 『類聚三代格』延喜二年四月十一日官符
- (46) 『將門記』にみえる、承平八年武藏国で権守興世王と対立した「足立郡司判官代武蔵武芝」が、「判官代」の初見。また『本朝世紀』天慶二年十一月二日条の駒牽記事に「扨信濃御馬使左馬少属佐々貴晴樹牽進御馬三十疋、望月二十疋、新始十疋、件馬無国解文、以彼国判官代川原如松解文進之、使晴樹申云、依国不放解文、召率知彼国事之雜色人件如松参上」とみえ、「判官代」が国衛に勤務する「雜色人」の称号であったことを示している。十世紀初頭には、国衛に勤務する国内「雜色人」は「判官代」など、在庁官人の肩書を持つようになっていたのである。

(47) 『類聚符宣抄』延喜九年十月十九日宣旨

(48) 三善清行『意見十二箇条』（前掲）

(49) 『法曹至要抄』（上 罪科）

(50) 笹山前掲註（15）書

(51) 橋本義彦「貴族政権の政治構造」（『平安貴族』所収 平凡社 一九八六年）

(52) 『扶桑略記』承平六年六月某日条。前稿で述べたように、私は、この記事の原史料を承平南海賊平定後、伊予国（国守紀淑人）が太政官に平定までの経過と淑人の功績を報告した「国解」であると考えている。

(53) 戸田前掲註（4）「中世成初期の国家と農民」、高橋昌明「将門の乱の評価をめぐって」（『文化史学』二六号 一九七一年）、拙稿「王朝国家衙軍制の成立——延喜の『軍制改革』について——」（『史学研究』一四四号 一九七九年）

（一九八九年八月三一日成稿）

〈付記〉本稿印刷中に、小林昌二氏「藤原純友の乱再論」（『日本歴史』四九号 一九八九年二月）が発表された。本稿で言及した小林氏説についても再論されているので、参照いただきたい。

* * *

本稿校正中、河合正治先生の突然の訃報に接した。先生からは、学部・大学院で『吾妻鏡』の手ほどきをうけ、御退官後は、献呈した抜刷に、いつも慈愛にみちたはげましの御返書をいただいた。小論冒頭で引いたように、純友の乱の本格的研究は河合先生にはじまる。前稿「『藤原純友の乱』再検討のための一史料」同様、本稿も先生にお届けして御批評をいただくのを楽しみにしていた。心より先生の御冥福をお祈りし、つつしんで小論を御霊前にお供えしたい。